

安全データシート (SDS) Customwood®MDF

JIS Z 7253:2012準拠

作成日：2009年3月2日
最終改訂日：2020年4月24日

本製品はSDSの交付義務対象品ではない¹⁾。また通常の取扱いでは固体であるため、GHSの適用範囲外であり特に有害性はない。ただし切断や研磨等の加工を施す際には、製品から粉じん等が発生するため、リスクアセスメントへの情報提供としてSDSを発行する。

1. 製品および会社情報

[製品名] Customwood®MDF(Medium Density Fibreboard)
 [一般名] 木質繊維板：MDF
 [製品の概要] 主に木材などの植物繊維に接着剤を添加して成形した繊維板
 [会社情報]
 会社名 Daiken New Zealand Ltd.
 所在地 Upper Sefton Road, Ashley Rangiora 7477 New Zealand
 電話番号 +64-3-313-6819
 Email SalesCS@Daiken-nz.com

2. 危険有害性の要約

GHS分類 GHSの適用範囲外²⁾
 本製品は通常の取扱いでは固体であるため、GHSの適用範囲外であり特に有害性はない。ただし切断や研磨などで発生する粉じんは、以下の分類に該当する。
 <混合物としての分類>

	分類項目	評価	根拠など
物理化学的 危険性	可燃性固体	区分1	粉じんの燃焼性として
	自然発火性固体	区分外	常温で空気と接触して発火しない
	金属腐食性物質	分類できない	試験方法が確立していない
	上記項目以外の物理化学的 危険性	分類対象外	
健康に対す る有害性	急性毒性（経口・経皮・吸入）	分類できない	
	皮膚腐食性／刺激性	分類できない	
	眼損傷性／眼刺激性	分類できない	
	呼吸器又は皮膚感作性	分類できない	
	生殖細胞変異原性	分類できない	
	発がん性	分類できない	原料の木材種類およびACGIH分類
	生殖毒性	分類できない	
	特定標的臓器毒性（単回暴露）	分類できない	
	特定標的臓器毒性（反復暴露）	分類できない	
	吸引性呼吸器有害性	分類できない	
環境に対す る有害性	水生環境有害性	分類できない	
	オゾン層への有害性	分類できない	

※分類の表現は、事業者向けGHS分類ガイダンス（平成25年度改訂版ver1.1）に準拠した。
 分類対象外：物理的性質に該当しないため、対象となっていないもの
 分類できない：判断を行うデータがない、又は十分に得られなかったもの
 区分外：情報は得られているが、最低区分に分類する証拠が認められなかったもの

GHSラベル要素 なし

GHSに該当しない他の危険有害性

- 粉塵爆発性 切断および研磨などで発生する粉塵は、高濃度で存在すると粉塵爆発の可能性があるので、堆積を避け貯蔵庫や作業場は良く換気すること。
輻射熱や火気を避け、粉塵排出装置を含めて、摩擦発火の原因になる金属片の混入を極力防ぎ、全ての電気装置のスパークや着火の源を避けること。
- 化管法(PRTR法) 指定対象物質を指定の割合以上含有しない : 1)

3. 組成および成分情報

混合物

構成要素		CAS番号	含有量
木材	針葉樹植林木から得られる木質繊維	-	79%以上
接着剤硬化物	尿素・ホルムアルデヒド重縮合物 ※	9011-05-6	20%以下
	(尿素・メラミン・ホルムアルデヒド重縮合物) ※	25036-13-9	
その他 (耐水剤)	パラフィンワックス	8002-74-2	1%以下

※接着剤原料としてのホルムアルデヒドは化管法の第一種指定化学物質であるが、製品となった時点では硬化して重縮合物に変化するため非該当物質である。

官報公示整理番号 : 化学物質に該当しないため番号なし

4. 応急措置

(この項の記述は、製品を切断、研磨時などに発生する木粉・木屑に関するものである)

- 目に入った場合 : 直ちに多量の水で15分以上洗浄し、必要に応じ専門医の診断を受ける。
- 皮膚についた場合 : 水と石鹸で洗い流す。
- 飲み込んだ場合 : 多量の水を飲ませ、必要に応じ医師の診断を受ける。
- 吸入した場合 : 粉塵等のない空気の新鮮な場所に移動させ、必要に応じ医師の診断を受ける。

5. 火災時の措置

- 消火剤 : 水、粉末消火剤が有効である。
- 特有の危険有害性 : 燃焼すると一酸化炭素、窒素酸化物など、有機物燃焼の典型的な熱分解生成物を発生するので、消火の際には必ず保護具を装着し、風上から作業する。

6. 漏出時の措置

- 人体・環境に対する注意事項および回収・中和・浄化方法 : 板状固体であるため、漏出時の措置は特にない。

7. 取扱い及び保管上の注意

[安全取扱い注意事項]

工場条件または工場規模のもとでの切断、穿孔、切削、研磨、熱圧接着等の作業は、発生する粉塵や蒸気ガスを取り除き得る局所排気装置が必要である。

[混触禁止物質など保管条件]

熱・炎・スパークなど発火源を避けて保管する。
安全上問題ないが、品質上直射日光や水濡れを避け、屋内の乾燥した場所で水平に堆積保管する。

8. 暴露防止及び保護措置

(この項の記述は、製品を切断、研磨、熱圧時などに発生する木粉・木屑・蒸気ガスに関するものである)

[保護具] 防塵マスク・安全眼鏡（普通眼鏡型、ゴーグル型）・保護手袋（軍手）など

[許容濃度]

・木材粉塵濃度

日本産業衛生学会（2015年度）：第3種粉じん（有機粉じん）

2mg/m³ 吸入性粉じん

8mg/m³ 総粉じん

・ホルムアルデヒド気中濃度

（製品を120℃以上に加熱した場合、ホルムアルデヒドが蒸気中に含まれる可能性がある）

日本産業衛生学会（2015年度）

0.1 ppm

0.2 ppm（最大許容濃度）

・パラフィン・ワックス（蒸気・煙霧）気中濃度

日本産業衛生学会：許容濃度は設定されていない

ACGIH（米国産業衛生専門家会議）：

2mg/m³ 時間荷重平均値

[設備対策]

集塵装置、局所排気装置の設置

9. 物理的および化学的性質

物理的状態・形状：混合物の固体・板状

比重：0.3～1.0

燃焼性：可燃性あり

板状固体であるため、化学物質等の安全な使用に関して、本項におけるその他の該当情報はない。

10. 安定性及び反応性

安定性・反応性：板状固体であるため、通常の手扱い条件では安定である。

粉じん爆発性：切断および研磨などで発生する粉じんは、高濃度で存在すると粉じん爆発の可能性がある。

避けるべき条件：高温、裸火。

（切断および研磨などで発生する粉じんに対しては）静電気。

分解生成物：燃焼により、一酸化炭素、二酸化炭素、窒素酸化物を発生する。

11. 有害性情報

(この項の記述は、製品を切断、研磨、熱圧時などに発生する木粉・木屑・蒸気ガスに関するものである)

急性作用

・木粉が目に入った場合：物理的な刺激作用がある。

・製品成形のために添加する接着剤には、原料にホルムアルデヒド（CAS No.50-00-0：特定第一種指定化学物質）が使用されているものがあるため、遊離ホルムアルデヒドを僅かに放散させる可能性がある。

また本製品に対して熱圧加工を行う場合、低濃度のホルムアルデヒドが蒸気中に含まれる可能性がある。

製品中の遊離ホルムアルデヒドは（0.1重量%）未満の含有率であり、SDS制度の基準以下である。1)

ホルムアルデヒドに関する情報

気中濃度 2～3ppmで鼻・喉に軽い刺激

4～5ppmで不快感を覚える

10～20ppmで咳が出る

慢性作用

製品加工時に発生する粉塵、蒸気ガスを制御なしに繰り返し暴露された場合に、アレルギー性疾患、喘息等の呼吸器疾患、鼻・喉・肺などに慢性の炎症等を誘発する危険性がある。

発がん性 木材粉じん

日本産業衛生学会（2015）の分類

第1群（ヒトに対して発がん性があると判断できる物質・要因である。この群に分類される物質・要因は、疫学研究からの十分な証拠がある）

ACGIH（米国産業衛生専門家会議,2010）の分類

オーク・ブナ材粉じん：A1（ヒトに対して発がん性が確認された物質）

カンパ・マカニ-

チーク・カミ材粉じん：A2（ヒトに対して発がん性が疑われる物質）

その他木材粉じん：A4（情報の欠如によりヒトに対して発がん性物質として分類できない物質）

ホルムアルデヒド（成分中の接着剤樹脂の原料）

IARC（WHO国際がん研究機関，2005）の分類

グループ1（ヒトにおいて発がん性の十分な証拠がある）

日本産業衛生学会（2015）の分類

第2群A（ヒトに対しておそらく発がん性があると判断できる物質・要因である。

証拠が比較的十分な物質・要因で、疫学研究からの証拠が限定的であるが、動物実験からの証拠が十分である）

1 2. 環境影響情報

本製品による環境影響に関する報告、知見はない。

1 3. 廃棄上の注意

切り屑及び廃材は貯蔵箱に保管し、廃棄物の処理及び清掃に関する法律や地方自治体の基準等に従い、自社による処理または知事などの許可を受けた産業廃棄物処理事業者に委託する。
自社で焼却する場合は適切な焼却設備を用いて、大気汚染防止法等の諸法令に適合した処理を行う。

1 4. 輸送上の注意

国内規制 消防法・毒劇法（指定物質に該当しない）

海上規制 船舶安全法（指定物質に該当しない）

運搬に関しては、直射日光や水濡れなどを避け、転倒・落下・損傷の無いように積み込み、荷崩れを防止して安全に運搬できるように、荷の固定を充分に行う。

1 5. 適用法令

労働安全衛生法 : 通知対象物質に該当しない

労働基準法 : 対象物質に該当しない

化管法 : 対象化学物質を指定の割合以上含有する製品に該当しない

毒物劇物法 : 指定物質に該当しない

化審法 : 特定化学物質・監視化学物質に該当しない

消防法 : 法別表に掲げる物品に該当しない。指定可燃物は条例で定める。

火災予防条例 : 指定可燃物（木材加工品及び木くず：10m3）

船舶安全法 : 指定する危険物に該当しない

16. その他の情報

- ・ホルムアルデヒド発散について

JIS A 5905「繊維板」 F☆☆☆☆、F☆☆☆及びF☆☆

ARB 93120(a) Phase2、EPA TSCA Title6 他

- ・トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの放散について

繊維板工業会4VOCの放散に関する表示制度 JFP-V-0805-01-X

・ 参考文献

- 1) 経済産業省・厚生労働省：「化管法・安衛法におけるラベル表示・SDS提供制度」（平成24年10月）
「以下に該当する製品にはSDSやラベルを提供する必要はありません。
含有率が少ないもの：対象化学物質の含有率が1%未満（特定第一種指定化学物質の場合は0.1%未満）の製品」
- 2) 事業者向けGHS分類ガイダンス（平成25年度改訂版ver1.1）経済産業省
「基本的にGHSを適用しないものは以下の①、②である。
①成形品
液体、粉体および粒子以外の製造品目で、製造時に特定の形またはデザインに形作られたものであり、かつ、最終使用時に、全体または一部分がその形態およびデザインに依存した最終用途における機能を保持するもの。通常の使用条件下では、含有化学物質等をごく少量、例えば痕跡量しか放出せず、取扱者に対する物理化学的有害性又は健康への有害性をしめさないもの。成形品であっても有害物を放出するものは除外されない。」
- 3) 化学物質の環境リスク評価 第2巻
環境省環境保健部環境リスク評価室（平成15年3月）
- 4) 化学物質の初期リスク評価書
製品評価技術基盤機構・化学物質評価研究機構 共編（2006）
- 5) 日本産業衛生学会：許容濃度等の勧告（2015年度）
- 6) ACGIH：TLVs and BEIs（2010）
- 7) IARC（2005）
- 8) 詳細リスク評価書シリーズ17「ホルムアルデヒド」
NEDO技術開発機構・産総研化学物質リスク管理研究センター 共編（2009）

・ 一般的注意

記載内容については、現時点で入手できる資料、情報、データに基づいて作成しておりますが、現時点における全ての情報が検討されているわけではありませんので、いかなる保証をなすものではありません。また注意事項は通常の取扱いを対象としたものです。他の物質との混用や、特殊な取扱いの場合には、各SDS等を入手検討して、適切な安全対策を講じた上でご使用ください。

・ 記載内容の問合せ先

Daiken New Zealand Ltd.

・ 改訂履歴

改訂年月日	主な内容
2016.2.12	JIS Z 7253:2012に準拠してMSDS→SDS、それにとまなう書式の変更 適用に関する前文を追加 発生粉じんに関するGHS分類（第4版）の追加 木材粉じんの発がん性分類、許容濃度を記載 ホルムアルデヒドの許容濃度を記載 火災予防条例における該当分類を修正
2019.5.15	16. その他の情報 の誤字修正 誤：JFB-V-0805-01 ⇒ 正：JFP-V-0805-01 16. その他の情報 の表示内容の修正 ホルムアルデヒド発散について 国土交通省告示対象外建築材料 ⇒ JIS A 5905「繊維板」F☆☆☆☆、F☆☆☆及びF☆☆ ARB 93120(a) Phase2、EPA TSCA Title6 他
2020.04.24	16. その他の情報 の表示内容の更新 (厚生労働省によるキシレン室内濃度指針値改定の対応) トルエン、キシレン、エチルベンゼン、スチレンの放散について 繊維板工業会4VOCの放散に関する表示制度 JFP-V-0805-01 ⇒ JFP-V-0805-01-X

以上